

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 2 号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年川崎市規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条の２関係）

年金補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
２０歳未満	５，４９９円	１３，９７５円
２０歳以上２５歳未満	６，１４３円	１３，９７５円
２５歳以上３０歳未満	６，７０３円	１５，２３７円
３０歳以上３５歳未満	７，０２３円	１８，０１６円
３５歳以上４０歳未満	７，３２６円	２０，８６４円
４０歳以上４５歳未満	７，５７６円	２２，５６４円
４５歳以上５０歳未満	７，７６６円	２３，６６６円
５０歳以上５５歳未満	７，７１１円	２５，３５４円
５５歳以上６０歳未満	７，３４８円	２６，１８７円
６０歳以上６５歳未満	６，１９２円	２２，６９４円
６５歳以上７０歳未満	４，２００円	１７，４８４円
７０歳以上	４，２００円	１３，９７５円

別表第３中「８１，２９０円」を「８５，４９０円」に、「４０，６００円」を「４２，７００円」に改める。

第１１号様式の２注意事項第４項第２号中「８１，２９０円」を「８５，４９０円」に、「４０，６００円」を「４２，７００円」に改め、同項第３号中「８１，２９０円」を「８５，４９０円」に、「４０，６００円」を「４２，

700円」に改める。

第19号様式注意事項第6項中「請求書」を「証書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。